

山梨県公報

第二千二百四十六号

平成二十四年

七月二十三日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定	四二一
電線共同溝を整備すべき道路の指定	四二一
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	四二一
屋外広告物講習会の開催について	四二二

告示

山梨県告示第二百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年七月二十三日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

山梨市三富川浦字峠沢一八四六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字峠沢一八四六の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十四年七月二十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間
県道	甲府南アル プス線		中巨摩郡昭和町西条新田字北河原六九七番の二地先から 中巨摩郡昭和町西条新田字村北八一六番の一地先まで

公告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月二十三日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人子育て支援センターちびっこはうす

2 代表者の氏名 宮澤由佳

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上町千二百四十六番地

4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親・子育て支援者に対して、育児支援に関する事業を行

い、安心して子どもを生み育てられる社会の形成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年七月十七日から同年九月十六日まで

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。

平成二十四年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開催日時

平成二十四年九月二十一日（金）午前九時

二 開催場所

甲府市貢川一丁目五番三十五号 山梨県立文学館研修室

三 科目

1 屋外広告物に関する法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料

一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。

五 受講申込み受付期間

平成二十四年八月八日（水）から九月七日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室（電話〇五五 二二三三 一三三三五）